

化製場等に関する法律第九条第一項の規定により知事が指定する区域  
 (昭和五十六年当時の地名で記載しております。)

市町村名	区域
福島市	<p>森合町、曾根田町、本町、大町、三河南町、栄町、天神町、宮下町、新浜町、松木町、浜田町、五老内町、北五老内町、旭町、桜木町、腰浜町、上浜町、豊田町、仲間町、宮町、新町、万世町、置賜町、陣場町、早稲町、五月町、太田町、矢剣町、清明町、柳町、荒町、中町、上町、北町、舟場町、御倉町、山下町、花園町、霞町、御山町、春日町、入江町、八島町、堀河町、東浜町、杉妻町、松浪町、須川町、南町、三河北町及び松山町の区域</p> <p>渡利の区域のうち大久保、小久保、城向、七社宮、天神、中角、舟場、丸滝、山下前、山ノ下、柳小路、岩下、金山下、後田、福見山、転石、八幡町、馬場町、薬師町、沖町、番匠町、中江町、沼ノ町、扇田町、岩崎町、岩根町、仏根、山崎下、山崎、榎田、関口、高谷前、高谷、扇田、株作、東、館ノ前、川岸町、前山、館、渡利町、大豆塚、小舟、鳥谷、鳥谷下町、岡ノ内、平ヶ森、柳町、平内町、丸田及び越沢の区域</p> <p>小倉寺の区域のうち白山道、美濃輪外、三月内、堂堂敷、竹ノ内、中田、五升内、前野、経塚山、池ノ作、辻ノ内、敷ヶ森、中ノ内、鍛冶屋、久保下、稲落田、稲荷山、花塚山、大平山、八月内、二返田、鬼石、兜石、町畑、赤坂、館坂、越坂、椿館、椿山、西物見及び中ノ作の区域</p> <p>清水の区域のうち川前、台西向山、西平山、西養山、日向山及び前田の区域</p> <p>森合の区域のうち中川、屋敷下、屋敷中、西中川、久保田、柳内、上柳内、森下、下り、台ノ前、南戸ノ内、戸ノ内、小松原、山ノ下、一盃森、北谷地、中谷地、谷地、上森合、西谷地、的</p>

市町村名	区域
福島市	<p>場、高野、南上古屋、蒲原、清水、後口、上古屋、東上古屋、丹治谷地、丹治谷地前、北向、道端、北向山、山根、割石、南向山、西養山、台及び南上古屋の区域</p> <p>泉の区域のうち道下、上谷地、宮内前、大仏、南谷地、扇田、清水田、乙天堂、清水内、泉川、堀ノ内、堀ノ内前、式斗蒔、曲松、下谷地、三斗蒔、山根、大下、先達、台、長滝前、長滝、仲ノ町、火焼津、仲田、白川、一本橋、下鎌、下川原、川原前、熊野、前田、早稲田、八幡及び清水方丘の区域</p> <p>御山の区域のうち萩倉、甘粕、大石、谷山、岩坂、谷、滝、北坂、羽黒峯、北早坂、南早坂、早坂山、清水、山ノ神、山畑、西坂、妻夫石、中ノ山、信夫山、米ヶ沢、庄司、大木、遠背戸、転石、羽山、西ノ原、南西原、山田、井戸上、上谷地、田中、一本木、中屋敷、稲荷田、清水尻、検田、下川原、中川原、松川原、三本松、仲ノ角、清次郎作り、道割、山古谷地、三合田、沢田、長滝、三昇蒔、鉄炮畑、上原、一本松、西壁谷沢、古屋敷、東壁谷沢、前田、北川原及び北汁田の区域</p> <p>北沢又の区域のうち川辺、川下釜、道南、御山奥、小泉南、上日行檀、小泉西、日行檀、中日行檀、門前、寺西、川寒、川寒西、欠ヶ、川寒下川原、川寒川原、樋越下、樋越、樋越北、東谷地北、東谷地西、下八計、八計、成出、成畑、出符、下釜、下釜北、下台、下台前、番匠田、柳下、新田、外新田、川原田、中清水、川原、清水、土田、大和田南、狐塚、大和田前、愛宕、台前、大和田、台、台前北、古屋敷前、古屋敷北、古屋敷、古屋敷南、古屋敷西、水口、馬除、東馬除、馬除前、明神林、稲荷中川原、上稲荷中川原、稲荷川原、稲荷川原西、稲荷前、稲荷、稲荷西、西沼原、沼原、馬除西及び大谷地境の区域</p> <p>南沢又の区域のうち琵琶淵、中琵琶淵、上台、下台、清水端、曲堀東、畑田、熊ノ江、館ノ内、本田、中道南、大坪、石橋、南玄場、的場、助言橋、上野原、水門下、原町越、庚壇、古館、明神北、高木、西原、西原前、南館、北屋敷、中條、前田、四辻、北川原、桜内、柳清水、上並松、東谷地、下番匠田、中番匠田、上番匠田、松北町一丁目、松北町二丁目、松北町三丁目、河原前、上河原、下並松、原町越、北上原、小堰、上原、道合、道南及び玄場町の区域</p>

市町村名	区域
福島市	<p>五十辺の区域のうち岩谷、山神、大森、立石、北原、猫淵、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道前、北ノ前、田中島、館ノ前、館ノ内、蝦夷、矢倉下、遠瀬戸、本内字南下釜、古川、中荒子、北中川原、高野河原下、上荒子、下荒子及び本新田の区域</p> <p>信夫山の区域のうち西養山、熊野峠、金山、狐山、狐塚、下狐塚、太子堂、堂殿、駒山、妻夫石、狩野、大山、京塚、大平山、清水山、所窪、児石、山居上、橋頭森、蟹沢入、立道、小金山、蝦夷穴、熊野山、南平、鶴巻及び狐塚畑の区域</p> <p>土湯温泉町の区域のうち字油畑、字下の町、字上の町及び字杉の下の区域</p> <p>野田町の区域</p> <p>飯坂町の区域のうち字西堀切、字赤川端、字坂口、字上原、字原口、字中原、字下原、字中の内、字鍋沢、字小滝、字釜場、字東堀切、字笠松、字十綱町、字湯沢、字古館、字古戸、字錦町、字鯖湖町、字若葉町、字東桜瀬、字西坂下、字下川原、字町浦、字菱沼、字高館、字横町、字夜蚊坂、字十綱下、字東坂下、字東立町、字大門、字馬場、字筑前、字道城町、字赤館、字相町、字東滝ノ町、字西滝ノ町、字桜下、字御行檀、字湯町、字八幡、字八幡新田、字八幡内、字仏坂、字上川原、字西桜瀬、字一本松、字前原及び字五郎兵衛館の区域</p> <p>飯坂町湯野の区域のうち字横町、字田尻、字東町、字南町、字割前、字石橋、字明神町、字山岸、字銚子口、字窪田、字毛字、字千刈田、字橋本、字湯ノ上、字三番坂下、字田中前、字大水口、字寺町、字台、字高畑、字鼻毛、字鍋ヶ沢、字殿上、字神明脇、字暮坪前、字太子前、字暮坪、字太子、字東愛宕、字道角、字愛宕前、字寛勢、字導専、字西畑、字田中、字桐町、字常安寺、字田島、字洞口、字館下、字樅木下、字北穴原、字穴原、字大清水、字不動前、字赤宮沢口、字刎渡堂、字田中西、字明蔵原、字湯尻及び字新湯の区域</p> <p>飯坂町中野の区域のうち字山岸、字梅津、字銀杏、字月崎、字小川端、字中川原、字八景及び字鎌屋敷の区域</p> <p>飯坂町平野の区域のうち字八龍前、字久根際、字小三郎内、字原東、字飯塚、字戸野内、字瓮股内、字明神町、字明神脇、字西海</p>

市町村名	区域
福島市	<p>枝屋敷、字西海枝、字堂ノ前、字林添、字東原、字北原、字田下、字上ノ原、字屋敷前、字屋敷内、字道添、字坂ノ上、字殿田、字西海枝前、字角下、字谷地田及び久根角の区域</p> <p>永井川の区域のうち字松木下、字沢田、字榎内及び字壇ノ腰の区域</p> <p>大森の区域のうち字鶴巻、字上ノ台、字館ノ内、字久保内、字堂ノ前、字宮ノ前、字西ノ内、字下町、字本町裏、字本町、字中町及び字土手内の区域</p> <p>蓬萊町の区域</p> <p>松川町の区域のうち本町、本町西裡、石合町、中町、中町西裡、向町、平館、鼓ヶ岡、前田、桜内、上桜内、八丁目、南諏訪原及び北諏訪原の区域</p> <p>八島田の区域のうち畑添、北古屋、東本庄町、本庄町、桃木町、上台畑、台畑、道端及び中千損田の区域</p> <p>笹木野の区域のうち南中谷地、大金谷尻、立田、田添、大金谷、町東、町裏、町続、笹木野町、町尻、寺畑及び北寺畑の区域</p> <p>下野寺の区域のうち五本松及び長泥の区域</p> <p>町庭坂の区域のうち小道、内町、畑外、小峠及び遠原二の区域</p> <p>笹谷の区域のうち出歩、北中條、葎野、上道場、南田、城場、清水、桜水、大谷地、オノ神、中條、島原、成出西、上成出、下成出、石田、横道、中田、鍛冶古屋、中谷地、佐場野古屋、古屋前、中谷前、中屋敷、堀端、鍛冶屋敷、古屋敷、鍛冶前、鍛冶西及び出水田の区域</p> <p>若宮一丁目、若宮二丁目、本町一丁目、本町二丁目、松岡、亀谷一丁目、亀谷二丁目、竹田一丁目、竹田二丁目、根崎一丁目、根崎二丁目、郭内一丁目、郭内二丁目、郭内三丁目、市海道、茶園一丁目、岳温泉一丁目、茶園二丁目、大坦、郭内四丁目、新座及び金色の区域</p> <p>表一丁目の区域のうち百四十九番地、百五十一番地、四百二十五番地から四百四十二番地まで及び四百五十二番地から五百三十五番地までの区域</p> <p>開成一丁目、開成二丁目、開成三丁目、開成四丁目、開成五丁目、桑野清水台、鶴見坦一丁目、鶴見坦二丁目、鶴見坦三丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、菜根一丁目、菜根二丁目、菜根三丁</p>
郡山市	<p>二本松市</p>

市町村名	区域
郡山市	<p>目、菜根四丁目、菜根五丁目、菜根屋敷、本町一丁目、本町二丁目、向河原町、長者一丁目、長者二丁目、長者三丁目、中町、栄町、大町一丁目、大町二丁目、駅前一丁目、駅前二丁目、方八町一丁目、方八町二丁目、松木町、昭和一丁目、昭和二丁目、堤下町、堂前町、清水台一丁目、清水台二丁目、赤木町、神明町、虎丸町、咲田一丁目、咲田二丁目、細沼町、麓山一丁目、麓山二丁目、豊田町、池ノ台、芳賀一丁目、芳二丁目、芳賀三丁目、愛宕町、山根町、石淵町、桃見台、若葉町、小原田一丁目、小原田四丁目、小原田五丁目、七ツ池町、熱海一丁目、熱海二丁目、熱海三丁目、熱海四丁目及び熱海五丁目の区域</p> <p>湖南町浜路の区域のうち字前田、字下道、字広畑及び字下郷前の区域</p> <p>湖南町横沢のうち字浜林の区域</p> <p>湖南町館の区域のうち字浜前の区域</p> <p>湖南町舟津の区域のうち字浜前、字鱒浜、字小磯、字中ノ沢及び鬼沼の区域</p> <p>湖南町福良の区域のうち字中浜、字鳥及び字松西の区域</p> <p>湖南町赤津の区域のうち字磯端、字小志田、字墓所後、字江合磯、字桐ノ木及び字鶴作の区域</p> <p>富久山町久保田の区域のうち字恩田、字乙高、字上野、字梅田、字久保田、字古町、字愛宕、字三御堂、字山王館及び字水口の区域</p> <p>富久山町福原の区域のうち字泉崎、字猪田、字福原、字東及び字一里垣の区域</p> <p>日和田町日和田の区域のうち字日和田の区域</p> <p>香久池一丁目、香久池二丁目、名倉、城清水、図景一丁目、図景二丁目、小原田二丁目、小原田三丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、西ノ内一丁目、西ノ内二丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、並木五丁目、桑野一丁目、桑野二丁目、桑野三丁目、桑野四丁目、桑野五丁目、下亀田、亀田一丁目、亀田二丁目、小関谷地、島一丁目、島二丁目、台新一丁目、台新二丁目、静町、開成六丁目及び希望ヶ丘の区域</p> <p>大槻町の区域のうち城ノ内、西ノ宮西、西ノ宮、小山田前及び六角の区域</p>

市町村名	区域
須賀川市 白河市	<p>大黒町、八幡山、丸田、池下及び山寺道の区域</p> <p>大字西川の区域のうち字池ノ下、字西ノ内、字中屋敷、字馬場、字一本松、字鍛冶田、字岡東、字丸田、字影沼、字堀底、字八斗蒔、字館取、字屋敷内、字川原、字茶畑、字荻ノ内、字姥ヶ原、字田遠地、字東ノ内、字日向内、字薪屋敷、字牛袋、字池ノ上、字山本、字山寺、字前田、字坂ノ上及び字坂ノ下の区域</p> <p>大字和田の区域のうち字弥六内、字作ノ内、字立石及び字柏崎の区域</p> <p>大字小作田の区域のうち字荒町、字梨ノ木内、字殿田、字古町、字竹ノ花、字古館、字谷地、字山ノ坊及び字荒町台の区域</p> <p>大字森宿の区域のうち字下宿、字海道西、字鍛冶山、字ヒジリ田及び字膳棚の区域</p> <p>高久田境、並木町、千日堂、稲荷町、南町、大町、馬町、旭町、和田道、妙見、北上町、南上町、栗谷沢、桜岡、東作、朝日田、牡丹園、芦田塚、中町、弘法坦、長祿町、上北町、北町、栄町、台、塚田、中山、岩瀬森、上人坦、下宿前、崩免、中宿、古屋敷、前川、愛宕山、六郎兵衛、古館、六軒、本町、八幡町、緑町、加治町、池上町、宮先町及び諏訪町の区域</p> <p>向寺、葉ノ木平、追廻、金勝寺、金勝寺東、五番町川原、米村道北、北真舟、南真舟、中山東、的石前、真舟、南堀川端、和尚壇山、和尚壇、塩路山、北堀切、立石山、古池、高山、高山西、風神下、三番町、七番町、花見坂、九番町、九番町西裏、松並、三本松・三本松山、燗硝蔵山、南湖、五郎窪、菅生館、蛇石、寒晒山、東武塚、文珠山、豊年、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、北中川原、中田、結城、金鈴、藤沢、八竜神、藤沢山、土武塚、栄町、鬼越、鬼越道下、町田、中山下、中山南、北堀川端、字一番町、字石切場、字円明寺、字番士小路、字八幡小路、字仁井町、字二番町、字西文珠山、字道場町、字道場小路、字勘定町、字郭内、字鍛冶町、字金屋町、字関川窪、字四ツ谷、字横町、字立石、字鷹匠町、字田町、字北裏、字友月山、字巡り矢、字南町、字南登町、字八百屋町、字士多町東、字新蔵町、字白井掛、字葛蒲沢、字白井掛下、字昭和町、字日影、字日向、字袋町、字本町北裏、字本町字上ノ台、字米山越、字馬町裏、字風神山東、字大工町、字東前町、字年貢町、字中町、字中町北裏、</p>



市町村名	区域
相馬市	<p>大字中村の区域のうち字外並田、字大町、字大手先、字川治、字川原町、字田町、字塚田、字塚ノ町、字宇多川町、字上町、字曲田、字中村一丁目、字中村二丁目、字泉町、字錦町、字袋町、字荒井町、字笹川、字北町、字砂子田、字新町及び字本町の区域          大字中野の区域のうち字堂ノ前、字大橋、字染師前、字反町前、字黒木田、字寺前、字穴田、字桜町、字北反町、字南寺前、字明神前及び字清水の区域          大字小泉の区域のうち字高池、字高池前及び字山田の区域          大字西山の区域のうち字長谷堂、字西山、字表西山及び字水沢の区域          大字原釜の区域のうち字浜畑、字沼田、字大津、字蕨平、字金草、字沖田、字札の沢、字北谷地及び南戸崎の区域          大字尾浜の区域のうち字牛鼻毛、字松川、字船越、字港町、字須賀畑、字二合田、字追川及び字南ノ入の区域          大字新沼の区域のうち字坪ヶ追の区域          平、平下平窪、平下荒川、平南白土（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第三項の規定に基づく市街化調整区域（以下この項において「調整区域」という。）を除く。）平北白土、平谷川瀬、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、平中山（字宮下の区域以外の区域で調整区域を除く。）、平中神谷（調整区域を除く。）、平塩（調整区域を除く。）、平鎌田（調整区域を除く。）、平豊間（調整区域を除く。）、平薄磯（字宿崎の区域以外の区域で調整区域を除く。）、平沼ノ内、平下神谷（都市計画法第十八条の規定に基づき知事が決定した都市計画公園区域（以下この項において「公園区域」という。）に限る。）、平下大越（公園区域に限る。）、平藤間（公園区域に限る）及び平下高久（公園区域に限る。）、の区域          常磐湯本町（調整区域を除く。）、常磐関船町、常磐上湯長谷町、常磐下船尾町（調整区域を除く。）、及び常磐水野谷町の区域          常盤藤原町の区域のうち大畑の区域          内郷宮町（字金坂、字滝、字町田、字平太郎、字竹内及び字峯根の区域以外の区域で調整区域を除く。）、内郷綴町（字堀坂、字大神田、字七反田及び字枝宮の区域以外で調整区域を除く。）、内郷内町（調整区域を除く。）、内郷高坂町、内郷白水町（字広畑の区域以外の区域で調整区域を除く。）、内郷御厩町（調整区域を除く。）、</p>

市町村名	区域
いわき市	<p>く。）、内郷小島町（調整区域を除く。）、及び内郷御台境町（調整区域を除く。）、の区域          小名浜、江名（字江ノ浦、字中作及び字蒲ヶ作の区域以外の区域で調整区域を除く。）、折戸及び中之作の区域          永崎の区域のうち字川前、字大平、字月作、字橋出、字地切、字船付、字馬落前、字田、字館及び字井亀の区域          泉町（調整区域を除く。）、泉町滝尻、小名浜岡小名（調整区域を除く。）、小名浜大原（調整区域を除く。）、小名浜住吉（調整区域を除く。）、小名浜野田（調整区域を除く。）、小名浜玉川町（調整区域を除く。）、泉町玉露及び泉町下川の区域          鹿島町船戸（調整区域を除く。）、の区域          植田町（調整区域を除く。）、佐糠町、東田町（調整区域を除く。）、岩間町（調整区域を除く。）、小浜町（北の作の区域以外の区域で調整区域を除く。）、錦町（上川田、鶴ヶ町及び宮前の区域以外の区域で都市計画法第八条一項の規定に基づき知事が決定した工業地域（以下この項において「工業地域」という。）及び調整区域を除く。）、仁井田町（調整区域を除く。）、金山町（調整区域を除く。）、中岡町及び後田町（調整区域を除く。）、の区域          川部町の区域のうち橋本、梅田、前ノ内、寺前及び芝原の区域          勿來町の区域のうち関田寺下、関田北作、関田行屋前、関田入田羽、関田和久、関田堀切、関田障子川、関田尖島、関田宮前、関田御城前、関田南町、関田北町、関田須賀、関田滝沢、関田関山、四沢作田、四沢根小屋、四沢古身、四沢伊勢林、窪田酒井原、窪田上り途、窪田西殿、窪田白山、窪田伊賀屋敷、窪田町通、窪田町尻、窪田外城下、窪田小島、窪田馬場、窪田外城、窪田小塙、窪田田ノ口、窪田御前崎、白米林中、酒井小山下、酒井赤坂、酒井出蔵、酒井高畔、酒井大作、酒井七反田、酒井北ノ内、九面坂下、九面九浦、九面横石及び九面平次返りの区域          小島町の区域          四倉町（工業地域及び調整区域を除く。）、の区域          遠野町上遠野の区域のうち字仲ノ町、字風呂脇、字根小屋、字本町、字西町、字堀切及び字白幡の区域          遠野町根岸の区域のうち字畑及び字白幡の区域          久之浜町の区域のうち久之浜及び田之網の区域</p>

市町村名	区域
いわき市	四倉町上仁井田（調整区域を除く。）の区域 好間町の区域のうち川中子、中好間（字上野原及び字石坂の区域以外の区域で調整区域を除く。）、上好間（調整区域を除く。）及び下好間（調整区域を除く。）の区域 小名浜下神白（調整区域を除く。）の区域
川俣町	字新中町、字池の入、字川原田、字新宮、字大作、字小作、字館の腰、字仲の内、字仁井町、字鉄砲町、字日和田、字段の腰、字寺久保、字瓦町、字後田、字五百田、字中丁、字寺前、字宮町、字赤坂、字宮脇、字竹ノ内、字宮前、字本町、字根本、字大内、字壁沢、字七蓮、字西戸の内、字道場、字石川、字館、字中島、字八反田、字大清水、字後庵及び字樋ノ口の区域 大字鶴沢の区域のうち字川端、字油田、字細越、字下中島及び字笛田の区域
保原町	大字東福沢の区域のうち字柏崎の区域 大字飯坂の区域のうち字米子田の区域 字一丁目から字十二丁目までの区域 字内町、字磐前道、字宮下、字鉄砲町、字元木、字古町、字城ノ内及び字元町の区域
梁川町 桑折町	字本町、字中町、字右城町及び字大町一丁目の区域 字上町・字北町、字本町及び字西町の区域 字桑島三の区域のうち六番地、十番地、十一番地及び六十九番地の区域
本宮町	字烏瀬、字兼谷平、字兼谷、字石塚、字太郎丸、字葎ケ入、字蛭田、字天ケ、字上千束、字九縄、字鍛冶面、字南町裡、字矢来、字南河原田、字馬場、字鉄砲町、字土樋、字北河原田、字欠下、字近江内、字白川、字戸崎、字中台、字館ノ越、字柳ノ内、字関根、字堀切、字立石、字坊屋敷、字東町裏、字大町、字仲町、字東町、字荒町、字下町、字中條、字上町、字花町、字万世、字菜田、字千代田及び字館町の区域 青田の区域のうち字来ノ池、字前原、字戸ノ内、字又カリ、字峰崎、字館、字孫市及び字花掛の区域 荒井の区域のうち字堀仲、字三本松、字関畑、字南作、字大久保、字沢田、字下沢、字白山、字堂川、字東学壇、字新介、字新田、字荒井、字荒町、字山ノ神及び字下前田の区域

市町村名	区域
本宮町	仁井田の区域のうち字東町、字下ノ原、字吹上、字五百川、字西町、字宮下、字小坂、字上新田、字大木、字上山田及び字榊形の区域
三春町	高木の区域のうち字高木、字舟場、字辻、字沢目、字諏訪、字猫田、字大屋敷、字辻向、字大字、字中島、字滝ノ入、字大石、字中滝、字反田、字北ノ脇及び字長畑の区域 関下の区域のうち字上屋敷、字石綱、字神座、字仲之内及び字前田の区域
船引町	岩根の区域のうち字本郷、字上年神、字町裏、字下年神、字水池尻、字矢沢川、字表矢沢、字向原、字団子森、字北石橋、字南石橋、字下清水、字梅原、字上清水、字下樋及び字小山の区域 字大町、字小金滝、字御免町、字尼ヶ谷、字馬場、字雁木田、字丈六、字八幡町、字中町、字荒町、字洪池、字小浜海道、字日向町、字北向町、字燕清水、字亀井、字北町、字桜谷、字南町、字会下谷、字山中、字清水及び字新町の区域
小野町	大字船引の区域のうち字砂子田、字石崎、字上田中、字西中字縄、字東中字縄、字五升車、字下中田、字上中田、字和尚坦、字八幡、字爪石、字家内神、字竹ノ内、字平館、字前田、字畑添、字馬場、字馬場川原、字下川原、字安久津、字北町通り、字南町通り、字館、字新病院、字八升蒔、字反田、字北元町、字南元町、字町七ツ坦、字美谷久保、字上川原、字扇田、字中島、字番匠、字大日坊、字城ノ内、字石田、字山ノ内及び字原田の区域
石川町	大字小野新町の区域
棚倉町	北町、新町、南町、当町、字本宮、字高田、字矢ノ目田、字鹿ノ坂、字樋田及び字米子平の区域
猪苗代町	大字棚倉の区域のうち字新町、字北町、字城跡、字古町、字南町、字鉄砲町及び字下町の区域 字村東、字窪南、字小黒川、字猿壇、字御三壇、字藪、字沼田、字東町裏、字窪内、字中町、字馬場、字上町南、字堤、字寺後、字南坂、字北半坂、字茶園、字鶴峯、字新地、字土町、字弁才天西、字坂下、字新町、字古城町、字裏町、字町東、字本町、字カキ田、字寺東、字オヒテ川、字横マクリ、字ザル田、字上ザル田、字町尻及び字明円の区域 大字千代田の区域のうち字千代田、字ドウフケ、字入場、字前田

市町村名	区域
猪苗代町	及び字ドヤガ崎の区域 大字磐里のうち字八千代、字六角、字村東及び字角田の区域
塩川町	字勝木田、字中町、字館ノ内、字反町、字新町、字竹屋町、字米沢町、字新丁、字岡ノ前、字西岡、字源屋、字鼠田及び字諏訪町の区域
会津坂下町	字福原前、字福原前甲、字台ノ下乙、字台ノ下、字川端丙、字川端乙、字道下丙、字東川前丙、字上口、字沼ノ上丙、字西ノ宮乙、字成玄乙、字東上口甲、字姥ヶ下乙、字北小川原乙、字小川原甲、字小川原、字東屋敷添乙、字西屋敷添乙、字家ノ前乙、字古市乙、字古町川尻、字古屋敷甲、字光明寺東甲、字曲田甲、字曲田、字惣六、字松ノ目、字松ノ目甲、字五反田、字五反田甲、字東南町裏甲、字館ノ内甲、字大道甲、字沼田甲、字百目貫東、字市中一番甲、字屋敷添、字原道東甲、字上口甲、字市中新町甲、字市中二番甲、字市中三番甲、字茶屋町甲、字大堀川西甲、字石田、字沢ノ目、字西南町裏甲、字市中四番甲、字中岩田、字北逆水、字市中新町、字中岡甲、字南川前丙、字下川前丙、字川前丙、字上川原、字古川通乙、字内新田乙、字上ノ台乙、字百四十刈乙、字窪畑乙、字上窪北通乙、字壺丁田甲、字白子甲、字逆水、字上岩田甲、字北逆水甲及び字稲荷塚の区域
柳津町	大字柳津の区域のうち字一王町、字諏訪町、字寺前町、字大平町、字門前町、柳ヶ丘及檀ノ浦の区域
本郷町	字瀬戸町、字瀬戸屋前、字新町、字川原町、字松原際、字本郷、字本郷上、字東川原、字道西、字向川原及び字家東の区域
会津高田町	字高田、字柳台、字谷地前、字権現宮前、字漆原、字御蔵南、字文殊東、字外川原、字清龍寺北、字法鐘寺南、字文殊西、字観音北、字地尻、字台の下、字前川原、字権現宮、字御田、字道上、字梅の木、字内川原、字東川原、字法鐘寺北、字法鐘寺東、字宮林、字宮北、字西裏、字龍興寺北、字川添、字西裏屋敷添、字館南、字御蔵南、字油田、字布才地及び字六地藏の区域
田島町	大字永井野の区域のうち字東川原、字上町、字官前、字中町、字下町、字漆原、字岩の神、字正月田、字下川原及び字堂の前の区域 大字田島の区域のうち字西町、字上町、字後原、字後町、字上中町、字中町、字本町、字東町、字横町、字鎌倉崎、字西上川原、

市町村名	区域
田島町	字丸山、字谷地、字行司、字根小屋、字会下、字西番場、字大坪、字元八幡、字赤蟻、字寺前、字東荒井及び字天道沢の区域
下郷町	大字豊成の区域のうち字村中の区域 大字湯野上の区域 大字高隲の区域のうち字奇神乙、字滝の上乙及び字人数手乙の区域
只見町	字只見の区域
檜枝岐村	字上ノ台、字下ノ台、字上ノ原、字居平、字下ノ原、字滝沢及び字見通の区域
南郷村	大字新田の区域のうち字松原上の区域 大字山口の区域のうち字堀田及び字村上の区域
伊南村	大字古町の区域
小高町	大字南小高の区域のうち字町、字土手内、字西町、字藤木、字紅梅田、字荒町、字田町、字東町、字西杉前、字東杉前、字雷及び字閔場の区域
鹿島町	大字大井の区域のうち字荒町の区域 大字岡田の区域のうち字北ノ内及び字北ノ内前の区域 大字吉名の区域のうち字釜ノ内の区域
浪江町	大字鹿島の区域のうち字サヤノ前、字中川原、字西沢田、字沼ノ内、字石川丙、字瀬戸畑、字鍛沼内、字北畑、字町、字大川内、字御前ノ内及び字町尻の区域
双葉町	大字横手の区域のうち字町尻の区域 大字権現堂の区域 大字幾世橋の区域のうち字知命寺、字六反田、字田中前及び字芋頭の区域 大字長塚寺内前の区域のうち四十七番地、九十六番地から百番地まで、百六番地、二百三十二番地から二百三十七番地まで、二百四十一番地及び二百五十番地から二百六十一番地までの区域 大字長塚の区域のうち字町、字西宮下、字町東、字町西及び字鬼木の区域 大字新山の区域のうち字本町、字根小屋、字広町及び字北広町の区域
田島町	大字鴻草の区域のうち字町の区域 大字前田の区域のうち字前川原の区域

市町村名	富岡町
区域	<p>大字仏浜字釜田の区域のうち百九番地から百二十五番地の二まで、百七十八番地から二百十八番地まで及び二百五十二番地の一から三百五十九番地までの区域</p> <p>大字小浜字中央の区域のうち一番地の一から三百五十四番地まで及び四百四十番地から七百四十六番地までの区域</p> <p>大字小浜字大膳町の区域</p> <p>大字上郡山字清水の区域のうち三十八番地から六十五番地まで及び七十二番地の一から百三十七番地までの区域</p> <p>大字本岡字本町の区域のうち一番地から百四十番地まで、百四十六番地から三百四十四番地の八まで、三百五十六番地から三百六十八番地まで及び三百七十七番地から四百九番地までの区域</p> <p>夜ノ森北の区域のうち一丁目から三丁目までの区域</p> <p>夜ノ森南の区域のうち一丁目から五丁目までの区域</p> <p>大字大菅字大平の区域のうち百八十五番地から二百二十番地まで及び二百二十六番地から二百四十四番地までの区域</p> <p>大字大菅字川田の区域のうち百五十四番地から百五十五番地まで及び百八十番地の一から二百六番地までの区域</p> <p>大字下野上の区域のうち字大野の区域</p>